# 残留農薬分析実施要領

### 1 目的

使用する農産物等の食材が国の定めた「残留農薬基準」を踏まえた上で、「大庄残留農薬基準」(国の許容基準の 1/2 以下)を満たしているかを計画的に分析し、大庄が取り扱う食材全体の安全性に対する検証を行うとともに、契約産地の安定・継続的な確保を図ります。

この安全・安心な食品確保の取り組みにより、多くのお客様の大庄グループ店舗に対する安心と信頼を確保してまいります。

## 2 調査対象

(1) 商品本部及び取扱業者(流通ルート)別の調査対象

調査対象(取扱ルート区分)		抽出の考え方	年間予定 調査数
a	商品本部	毎月実施	300~350 点
b	名古屋物流センター	原則毎月実施	30~50 点
c	地方卸業者	計画的に実施	_

<sup>※</sup>直営・FC店舗のすべての流通ルートを調査対象とする。

### (2) 品目分類別の調査対象

取扱方法の区分		点数	抽出の考え方
Α	青果物	25~30 点/月	① 産地の切り替え、新規契約産地 ② 契約栽培を志向する産地 ③ ランダム抽出
В	青果物以外の品目	5~10 点/月	① 新規に取り扱う品目 ② 輸入原材料を使用している品目 ③ ランダム抽出
С	過去に残留農薬を検 出した品目	1~5 点/月	① 過去に残留農薬が検出された品目、産地 ② 過去に大庄基準を超えた品目、産地
D	その他 (個別調査品目等)	※必要により実 施	① 商品本部と協議の上、抽出

### 3 分析の実施

自社(大庄総合科学新潟研究所)が、GC/MS(ガスクロマトグラフ質量分析計)を使用して、継続的に分析を実施します。

### 4 分析結果の対応と報告及び情報提供

- (1) 大庄基準を超える残留が確認された場合は、直ちに使用を中止します。
- (2) 毎月の分析調査の結果は、翌月の10日を目途に取りまとめます。
- (3) 情報の提供
  - ① 1か月分の取りまとめ情報はホームページで公開し、お客様に情報提供します。
  - ② また、分析結果は、生産者及び取扱業者に情報提供します。
  - ③ 物流の取り扱い部署・店舗等での情報の共有化を図ります。